

四万十町介護予防・日常生活支援総合事業の 基本的な考え方(案)について

■介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）を実施する背景

高齢者の生活を支えるための地域づくりが求められています

要介護リスクが高くなる後期高齢者(75歳以上)人口は今後増加し続け、2025年(平成37年)には、団塊の世代が全て75歳以上となります。介護や生活支援を必要とする高齢者や、単身世帯、高齢者のみの世帯が増えるなか、生活の継続のために必要な買い物や掃除等の支援、高齢者が生きがいを持って参加できる活動が、これまで以上に必要になると見込まれます。

地域包括ケアシステムの構築が必要です

高齢になっても、可能な限り、住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けられるよう、自宅をはじめとする住まいを確保した上で、医療、介護、介護予防及び生活支援を一体的に提供するための地域づくりを目指します。医療や介護サービスの強化はもちろん、調理、買い物、掃除など生活支援の確保や、「介護予防」の観点を重視し、各地域の介護予防に資する活動を支援します。



地域の実情に応じた生活支援サービスの充実や介護予防の推進のため、四万十町では、

平成28年2月1日から、介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)

を開始します。

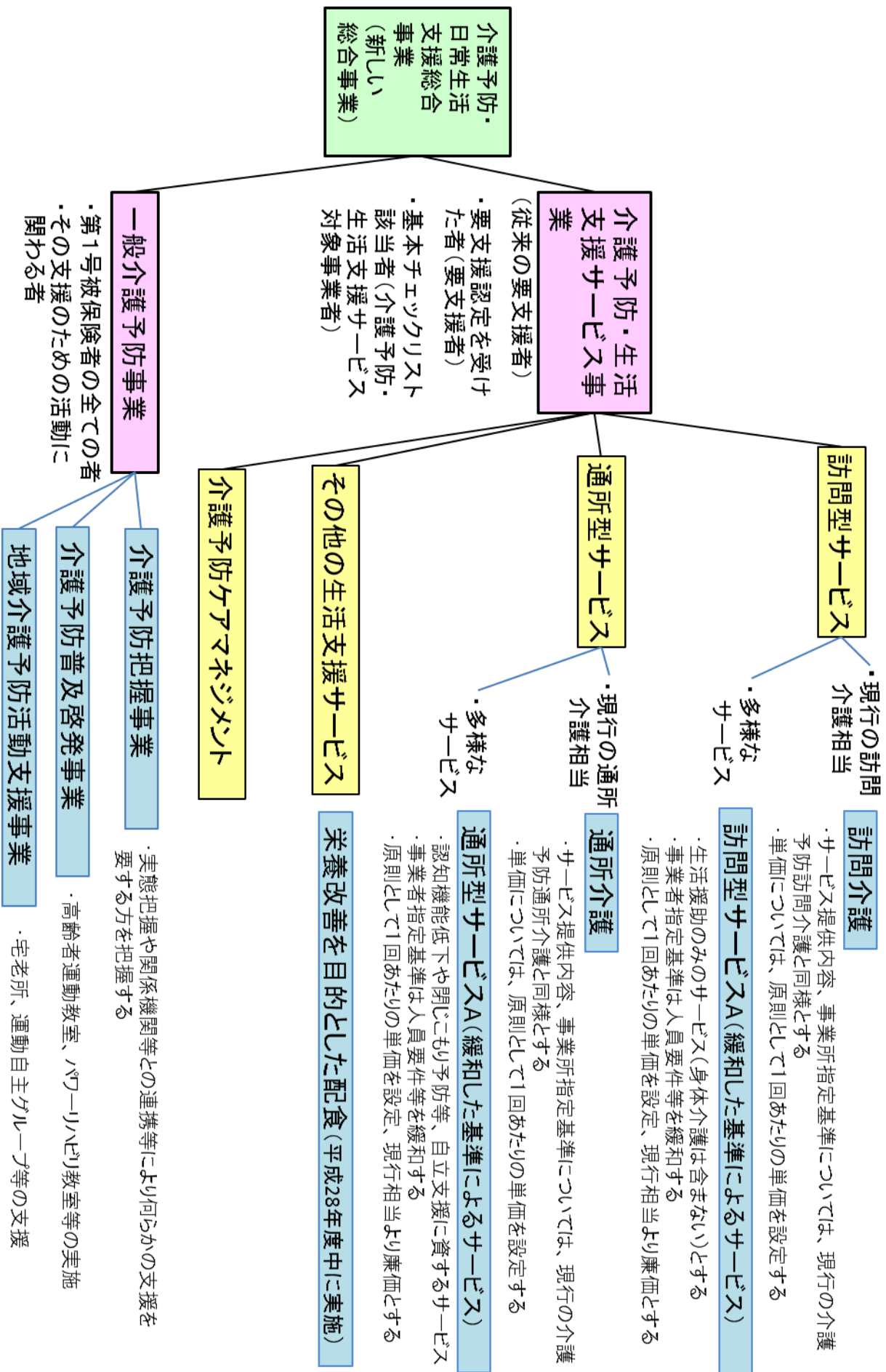
■四万十町の取り組み方針

介護保険制度改正により、予防給付として提供されている全国一律の介護予防訪問介護及び介護予防通所介護については、町が取り組む地域支援事業の総合事業に移行されます。また、介護予防事業については、年齢や心身の状況等によらず、地域の住民と一緒に参加することのできる、住民主体の介護予防活動が地域で展開できるよう取り組みます。

- ①要支援者等に対し、地域の様々なサービス提供主体が、多様なサービスを提供します
※多様なサービスの創出については、生活支援体制整備事業を活用した「生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)」や「協議体(平成28年度中に設置予定)」の設置を通じて取り組む
- ②高齢者の身近な場所で、地域の住民や、NPO、ボランティアが主体的に介護予防活動を展開できるよう支援します
- ③地域活動(NPO・ボランティア等)を発掘するとともに、生活支援の担い手やボランティアの養成を行います
- ④高齢者の社会参加をより一層推進し、元気高齢者が生活支援の担い手として活動し、社会的役割を持つことにより、生きがいや介護予防につながるよう取り組みます

総合事業開始時における事業項目について

総合事業は「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」で構成されます。



【訪問型サービス】(案)

基準	現行の訪問介護相当	多様なサービス
		訪問型サービスA(緩和した基準によるサービス)
サービス種別	自立支援型サービス 訪問介護	生活支援型サービス 訪問介護
サービス内容	○現行の介護予防訪問介護相当のサービス(訪問介護員による専門的な身体介護、生活援助サービス)	○生活援助のみのサービス (例) 調理、掃除等やその一部助 助・ゴミの分別やゴミ出し・重いものの買い物代行や同行 ○サービスの支援内容は自立支援を基本とする
対象者とサービス提供の考え方	○要支援認定者及びサービス事業対象者	○要支援認定者及びサービス事業対象者
	○既にサービスを利用しており、サービスの利用の継続が必要な人 ○その他訪問介護員によるサービスが必要な人	○ADLは概ね自立しているが、IADLの一部に介助を必要とするとケアマネジメントで認められる人
事業の実施方法	○事業者指定(みなし指定も含む)	○事業者指定(みなし指定も含む)
基準	○介護予防訪問介護にかかる基準と同様	○人員等を緩和した基準
単位	○事業者対象者・要支援1・2 266単位/回(1月の中で全部で4回までのサービスを行った場合) ○事業者対象者・要支援1・2 270単位/回(1月の中で全部で5回～8回までのサービスを行った場合) ○事業者対象者・要支援2 285単位/回(1月の中で全部で9回～12回までのサービスを行った場合) ○事業者対象者・要支援1・2 165単位/回(20分未満の訪問型サービス。1月に月22回まで算定可能) ○事業者対象者・要支援1・2 1,168単位/月(1月の中で全部で4回を超えるサービスを行った場合) ○事業者対象者・要支援1・2 2,335単位/月(1月の中で全部で8回を超えるサービスを行った場合) 事業者対象者・要支援2 3,704単位/月(1月の中で全部で12回を超えるサービスを行った場合) ※単価及び加算は国基準	○事業者対象者・要支援1・2 213単位/回(1月の中で全部で4回までのサービスを行った場合) ○事業者対象者・要支援1・2 216単位/回(1月の中で全部で5回～8回までのサービスを行った場合) ○事業者対象者・要支援2 228単位/回(1月の中で全部で9回～12回までのサービスを行った場合) ○事業者対象者・要支援1・2 132単位/回(20分未満の訪問型サービス。1月に月22回まで算定可能) ○事業者対象者・要支援1・2 934単位/月(1月の中で全部で4回を超えるサービスを行った場合) ○事業者対象者・要支援1・2 1,868単位/月(1月の中で全部で8回を超えるサービスを行った場合) 事業者対象者・要支援2 2,963単位/月(1月の中で全部で12回を超えるサービスを行った場合) ※加算は国基準
単位設定根拠	○単価及び加算については国基準に基づく(加算:初回加算、特別地域加算、生活機能向上連携加算、介護職員処遇改善加算)	○自立支援型サービスの8割相当(加算:初回加算、特別地域加算、生活機能向上連携加算、介護職員処遇改善加算)
利用回数上限	○3回/週(ケアマネジメントによる)	○3回/週(ケアマネジメントによる)
利用者負担	○1割(一定以上の所得の利用者には2割)	○1割(一定以上の所得の利用者には2割)

【通所型サービス】(案)

基準	現行の通所介護相当	多様なサービス
		通所型サービスA(緩和した基準によるサービス)
サービス種別	自立支援型サービス 通所介護(現行の通所介護相当)	予防型サービス 通所介護
サービス内容	○通所介護と同等のサービス内容	○高齢者の認知機能の低下や閉じこもり予防等、自立支援に資する通所サービス
対象者とサービス提供の考え方	○要支援認定者及びサービス事業対象者	○要支援認定者及びサービス事業対象者
	○既にサービスを利用しており(移行月の前月をもって有効期間を終了する場合も含む)、サービスの利用の継続が必要とケアマネジメントで認められる人 ○「多様なサービス」の利用が難しい人。 ○通所により専門的なサービス(生活機能向上のためのトレーニング)を行うことで機能の維持・改善が見込まれる人	○軽度認知症(MCI)、閉じこもり、うつ等のリスクがある方 ○状態像を踏まえながら、住民主体による「サロン」等の利用を促進
事業の実施方法	○事業者指定(みなし指定含む)	○事業者指定(みなし指定も含む)
基準	○介護予防通所介護にかかる基準と同様	○人員等を緩和した基準
単価	○事業者対象者・要支援1 378単位/回(1月の中で全部で4回までのサービスを行った場合) ○事業者対象者・要支援2 389単位/回(1月の中で全部で5回から8回までのサービスを行った場合) ○事業者対象者・要支援1 1,647単位/月(1月の中で全部で4回を超えるサービスを行った場合) ○事業者対象者・要支援2 3,377単位/月(1月の中で全部で8回を超えるサービスを行った場合) *単価及び加算は国基準	○事業者対象者・要支援1・2 251単位/回(半日実施、送迎なし) ○事業者対象者・要支援1・2 291単位/回(半日実施、送迎あり) ○事業者対象者・要支援1・2 271単位/回(全日実施、送迎なし) ○事業者対象者・要支援1・2 311単位/回(全日実施、送迎あり)
単位設定根拠	○単価及び加算については国基準に基づく (加算:生活機能向上グループ活動加算、運動器機能向上加算、栄養改善加算、口腔機能向上加算、選択的サービス複数実施加算、事業所評価加算、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算)	○全日実施・送迎あり 389単位×0.8≒311単位(自立支援型サービスの8割相当)を基本にし、送迎あり・なし、全日・半日でそれぞれ設定 (加算:リハビリテーション専門職等配置加算、運動器機能向上加算、栄養改善加算、口腔機能向上加算)
利用者負担	○1割(一定以上の所得の利用者には2割)(昼食代除く)	○1割(一定以上の所得の利用者には2割)(昼食代除く)
単サービス上限	○2回/週(ケアマネジメントによる)	○2回/週(ケアマネジメントによる)

【その他の生活支援サービス】(案)

事業	生活支援サービス
サービス種別	配食サービス
サービス内容	栄養改善を目的とする配食 ・栄養バランスのとれた食事の提供 一人暮らし高齢者などで見守りを兼ねる配食 ・対面で渡すことで安否の確認 ・他者との交流
対象者	独居及び高齢者のみ世帯、同居家族が支援の必要な障害者等の世帯(近隣に家族等の支援がない)等で、 ・栄養状態の改善を必要とする者 ・身体上、精神上又は環境上の理由により、買い物や調理が困難な者
事業の実施方法	委託
基準	地域の実情に合わせて町が要綱策定
サービス提供者	社会福祉法人、民間事業者、NPO、協同組合等
利用者負担	300円/食(予定)
公費補助の上限	350円/食(予定)
備考	食材料費などの実費は報酬の対象外(利用者負担)

【介護予防ケアマネジメント】(案)				
ケアマネジメント プロセス	ケアプラン	利用するサービス	ケアマネジメント費	算出根拠
原則的な ケアマネジメント 【ケアマネジメントA】	作成あり	現行の訪問介護・通所介護相当のサービス	4,300円(基本報酬) +3,000円(初期加算)	介護予防支援の介護報酬 430単位/月、及び総合事業の単価参照
		訪問型サービスA・通所型サービスA	4,300円(基本報酬) +3,000円(初期加算)	介護予防支援の介護報酬 430単位/月、及び総合事業の単価参照
初回のみ ケアマネジメント 【ケアマネジメントC】		その他(委託・補助)のサービス 配食サービス	0円(初回のみ)	